

## 付 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。  
(最高号給を超える給料月額の特例等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める。

### (施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けるとこととなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第29条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年足立区条例第40号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期

末手当は、支給しない。

1 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第29条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであつて、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して特別区人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

2 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において付則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあつては、当該期間について人事委員会が定める給料月額)並びに改正後の条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

### (委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

### (提案理由)

職員の給与を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。

### 第125号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者  
足立区長 鈴木恒年

足立区幼稚園教育職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成  
12年足立区条例第60号）の一部を次のように改  
正する。

第11条第3項第1号及び第2号中「17、7  
00」を「16、200円」に改め、同項第4号中  
「2、500円」を「4、000」に改める。

第27条第2項中「100分の55」を「100  
の50」に改め、同条第3項中「100分の55」  
を「100分の50」に、「100分の30」を  
「100分の25」に改める。

付則第6条から第11条までを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の 区分	職務 の級 号級	1級	2級	3級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職 員以外の 職員	1	—	—	286,700
	2	—	163,700	300,700
	3	148,100	172,000	314,600
	4	154,400	181,100	328,200
	5	161,600	192,000	341,500
	6	169,500	199,100	351,800
	7	178,600	206,300	362,000
	8	188,600	214,000	372,400
	9	195,400	222,100	381,200
	10	202,200	233,300	389,700
	11	209,000	245,100	397,800
	12	215,900	257,000	405,900
	13	223,000	269,600	413,500
	14	230,500	282,500	421,000
	15	237,900	295,800	428,300
	16	245,000	309,500	435,100
	17	252,100	323,100	441,700
	18	258,700	335,800	448,300
	19	265,200	345,800	454,200
	20	271,700	355,700	459,600

21	277,600	365,700	464,300
22	282,900	371,200	468,500
23	287,900	382,400	472,300
24	292,600	390,100	475,400
25	296,800	397,000	478,300
26	300,200	403,400	481,200
27	303,500	409,100	484,100
28	306,900	414,400	487,000
29	309,300	419,300	
30	311,100	424,100	
31	312,900	428,800	
32	314,600	432,900	
33	316,400	437,100	
34	318,200	441,000	
35		444,600	
36		447,100	
37		449,600	
38		452,100	
39		454,600	
40		457,100	
41		459,600	
42		462,100	
43		464,600	
再任用 職員	231,300	288,500	356,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の  
級が3級である職員で人事委員会の承認を得て教  
育委員会規則で定めるものの給料月額を、この表  
の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。  
（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」とい  
う。）の前日において、職務の級の最高の号給を  
超える給料月額を受けていた職員の施行日におけ  
る給料月額及びこれを受ける期間に通算されるこ  
ととなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事  
委員会」という。）が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及  
び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日  
における号給又は給料月額及びこれらを受けるこ

ととなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第27条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年足立区条例第40号)第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 1 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第27条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して特別区人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定に

より額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

- 2 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続在職期間において付則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会で定める給料月額)及び改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(提案理由)

幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例案を提出いたします。

#### 第126号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年足立区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「及びリフレッシュ休暇」を「、リフレッシュ休暇及び子の看護のための休暇」に改める。

付 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(提案理由)